

第1編 逐条解説編

第1章 総則

- 1 目的 (第1条)
- 2 定義 (第2条)

第2章 通信傍受の要件及び実施の手続

- 1 傍受令状 (第3条)
- 2 令状請求の手続 (第4条)
- 3 傍受令状の発付 (第5条)
- 4 傍受令状の記載事項 (第6条)
- 5 傍受ができる期間の延長 (第7条)
- 6 同一事実に関する傍受令状の発付 (第8条)
- 7 変換符号及び対応変換符号の作成等 (第9条)
- 8 傍受令状の提示 (第10条)
- 9 必要な処分等 (第11条)
- 10 通信事業者等の協力義務 (第12条)
- 11 立会い (第13条)
- 12 該当性判断のための傍受 (第14条)
- 13 他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受 (第15条)
- 14 医師等の業務に関する通信の傍受の禁止 (第16条)
- 15 相手方の電話番号等の探知 (第17条)
- 16 傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置 (第18条)
- 17 傍受の実施の終了 (第19条)
- 18 一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手続 (第20条～第22条)
- 19 特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手続 (第23条)

第3章 通信傍受の記録等

- 1 傍受をした通信の記録 (第24条)
- 2 記録媒体の封印等 (第25条)
- 3 特定電子計算機を用いる通信傍受の記録等 (第26条)
- 4 傍受の実施の状況を記載した書面等の提出等 (第27条・第28条)
- 5 傍受記録の作成 (第29条)
- 6 通信の当事者に対する通知 (第30条)
- 7 傍受記録の聴取及び閲覧等 (第31条)
- 8 傍受の原記録の聴取及び閲覧等 (第32条)
- 9 不服申立て (第33条)
- 10 傍受の原記録の保管期間 (第34条)

第4章 通信の秘密の尊重等

- 1 関係者による通信の秘密の尊重等 (第35条)
- 2 国会への報告等 (第36条)
- 3 通信の秘密を侵す行為の処罰等 (第37条)

第5章 補則

- 1 刑事訴訟法との関係 (第38条)
- 2 最高裁判所規則 (第39条)

第2編 参考資料編

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 別表

- 別表第一 (第3条、第15条関係)
別表第二 (第3条、第15条関係)

犯罪捜査のための通信傍受に関する規則 (平成12年最高裁判所規則第6号)

- 第1章 総則
第2章 傍受令状の請求等の手続
第3章 通信傍受の記録等
第4章 補則

通信傍受規則

- (平成12年国家公安委員会規則第13号)
第1章 総則
第2章 通信傍受の実施の手続等
第3章 通信傍受の記録等
第4章 補則
別記様式

「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に 当たつての留意事項」の改正について (通達)

事例紹介

通信傍受の実施状況 (平成26年～令和5年)

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 捜査のための通信傍受法ハンドブック
～逐条解説から捜査実務資料まで～

申 込 部

ご所属名

庁・道・府・県

貴社の個人情報の取扱いに同意の上、申し込めます。

署・隊・課

ご担当者名

(TEL :

備考欄

個人情報の取扱いについて 株式会社立花書房 個人情報管理者 総務部長

利用目的 お客様の個人情報は商品発送・サービス実施とご案内・お問合せへの回答に利用します。第三者提供 本人の同意がある場合又は法律に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
委託 利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがございます。開示請求・問合せ窓口 本人からのお申し出により、個人情報の利用目的の通知・開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止・提供記録の開示に対応します。弊社窓口 (info@tachibanashobo.co.jp) までご連絡ください。提供の任意性 個人情報のご提供は任意ですが、必要な項目を頂けない場合、お申込みをお受けできない場合がございます。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <https://tachibanashobo.co.jp>